

ふじみ野アート８８（発見発信）冊子物における記事広告掲載取扱基準
（趣旨）

第１条 この基準は、ふじみ野市有料広告取扱要綱（平成２２年ふじみ野市告示第６７号。以下「要綱」という。）に基づき、実施するふじみ野アート８８（発見発信）冊子物（以下「アート８８」という。）の記事広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の位置、規格及びレイアウト）

第２条 記事広告の掲載位置、規格及びレイアウトについては、市長が指定する位置とする。

（広告掲載料）

第３条 記事広告の１回当たりの掲載料は、５,０００円とする。

（掲載の申込み）

第４条 市長は、市報ふじみ野、市ホームページ等により、記事広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を公募するものとする。

２ 申込者は、市長の定める期間内に、掲載しようとする広告の概要等を記載したアート８８記事広告掲載申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

３ 記事広告掲載の申込みは、申込者１人に付き１枠とする。

（掲載の審査及び決定）

第５条 市長は、前条第２項の規定により申込書の提出を受けたときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、アート８８記事広告掲載決定通知書（様式第２号）又はアート８８記事広告不掲載決定通知書（様式第３号）により申込者に通知するものとする。

２ 市長は、特に必要があると認めるときは、要綱第８条に規定するふじみ野市有料広告審査委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定するものとする。

３ 掲載する広告主の優先順位は、要綱第７条の規定を適用する。ただし、募集期間内に応募がなく、募集期間後も募集を延長して受付している場合は受付順とする。

（掲載料の納付）

第６条 前条第１項の規定によりアート８８記事広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに、第３条に規定する掲載料を一括して支払わなければならない。

２ 納付した掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかったときは、その全部又は一部を還付する。

（原稿の作成及び提出）

第７条 広告主は、記事広告の原稿を市長が指定するところにより提出するものとする。

２ 記事広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(内容の変更)

第8条 市長は、記事広告の内容、デザイン等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又はこの基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して記事広告の内容の変更を求めることができる。

(掲載の取消し)

第9条 市長は、広告主又は記事広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、記事広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 市長が指定する期日までに広告主が掲載料を支払わないとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告主が記事広告の原稿を提出しないとき。
- (3) 前条の規定による記事広告の内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 記事広告の内容等が、各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又はこの基準に違反するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、記事広告として不適切と市長が判断したとき。

(広告主の責任)

第10条 記事広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年9月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

アート 8 8 記事広告掲載申込書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申込者

住所（所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）

⑨

電話番号

F A X 番号

電子メールアドレス

（担当者氏名）

アート発見発信プロジェクト冊子物における記事広告掲載取扱基準第 5 条第 2 項の規定により、記事広告を掲載したいので、原稿概要を添えて申し込みます。

なお、第 5 条第 1 項に規定する審査のため、申込者の市税に関する滞納の有無について確認することに同意します。

添付書類

- 1 記事広告の原稿
- 2 市町村民税の納税証明書（申込者が市外在住（所在地）の場合）

様式第2号（第5条関係）

アート88記事広告掲載決定通知書

ふス第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長

年 月 日付けで申込みのありました有料広告の掲載につきましては、アート発見発信プロジェクト冊子物における記事広告掲載取扱基準第5条第1項の規定により審査をした結果、掲載することを決定しましたので通知します。

記

1 記事広告掲載料

円

2 掲載料支払期限日

年 月 日

3 その他

様式第3号（第5条関係）

アート88記事広告不掲載決定通知書

ふス第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長

年 月 日付けで申込みのありました有料広告の掲載につきましては、アート発見発信プロジェクト冊子物における記事広告掲載取扱基準第5条第1項の規定により審査をした結果、下記のとおり掲載することができませんので通知します。

記

理由